# 付添人本部ニュース

全面的な国選付添人制度をめざして　No.22　2013年9月1日　編集責任：全面的国選付添人制度実現本部


## 全面的国選付添人実現に向けて 付添人の研修状況アンケート結果の報告

全面的国選付添人制度実現本部
事務局員　勝田　亮（仙台弁護士会）

現在、日弁連では国選付添人制度の対象事件拡大に向けた活動をしていますが、対象事件拡大後は、付添人の担い手である弁護士の人数の確保、レベルアップが必要となります。そこで、２０１２年度の各弁護士会での付添人活動に関する研修の取組状況についてアンケートを行いましたので、その結果を御報告いたします。

### 1 各弁護士会での研修の取組

全国の弁護士会のうち独自の付添人研修を行っているのは全体の９割以上でした。また、具体的な少年事件のケース研究等を通じて付添人の質的向上に向けての研修を行っている弁護士会も数多くありました。

ケース研究においては、弁護士のみではなく、学者など弁護士以外の方に参加していただきながら、ケース研究を行っている弁護士会も複数ありました。また、ケース研究の開催については、子どもの権利委員会開催後に行うなど参加者の確保についても工夫をしている弁護士会もありました。ケース研究は、生の事件を題材に行われる研修であるためリアリティがあり、とても参考になると思われます。現在ケース研究を行っている弁護士会を参考にしていただきながら、多くの弁護士会で実施していただければと思います。

### 2 家庭裁判所との協議会等の実施

家庭裁判所との間で、付添人活動についての協議会や意見交換会を行っている弁護士会が数多くあることもわかりました。国選付添人の選任は裁判官の裁量となっており、国選付添人選任率を高めるには、家庭裁判所の理解は不可欠です。また、各弁護士会で、家庭裁判所の少年事件の対応について問題がないかチェックするとともに、付添人活動に問題がないか情報を収集することも大切です。家庭裁判所と弁護士会との協議会は、より充実した付添人活動が実現するうえでは有意義なものであると思われます。

### 付添人研修実施のお願い

国選付添人対象事件拡大後は、各弁護士会での研修がますます重要になると思われます。全面的国選付添人制度実現本部では、本年度は全弁護士会で必ず付添人研修を実施することを呼びかけており、すでに多くの弁護士会から実施予定が報告されています。各弁護士会からの講師派遣の要請にも対応しておりますので、是非御活用ください。

## 仙台弁護士会での付添人研修

全面的国選付添人制度実現本部
事務局次長　花島　伸行（仙台弁護士会）

### 1 年間研修全体概要

仙台弁護士会では、子どもの権利委員会が付添人研修を企画・運営している。

**◆付添人経験交流会（年１回）**

付添人としての活動事例を最低２例報告してもらい、質疑応答を行う全会員向け企画。非行事実は軽微だが環境調整を工夫して乗り切った事例、ぐ犯事実を争ったぐ犯事例、検察官関与のあった国選付添人事例、個別研修（後述）で新人と先輩が共同受任した事例などなど、バラエティ豊かな報告が行われる中で、「少年のみならず、家裁調査官、保護者や被害者とのやりとりの実例も学べる」と好評である。

**◆付添人ニュースの発行（年３～４回）**

特集記事（先輩弁護士や非行少年に関わる外部機関の方へのインタビュー、家裁との協議結果等）のほか、新人付添人の経験談、少年事件の基礎知識などを掲載し、会員の参考に供している（会員限定）。

### 2 新入会員向けの研修で工夫しているところ

**◆集合研修**

被疑者少年の当番弁護士で出動してから少年審判までの架空事例に即した質問集を教材として用意し、弁護士として何をすべきか、どう考えるべきか、担当講師が問い、新入会員が答えるというソクラテスメソッドでの研修（１グループ６～７人、約２時間）を行っている。臨場感と双方向性の内容が好評のようである。

**◆個別研修**

希望する新入会員には、子どもの権利委員の先輩弁護士と一緒に付添人事件を経験してもらう（共同受任形式か、受任した新人へのアドバイス形式）個別研修を実施している。宮城県内の少年事件数が逓減しているため、被疑者国選弁護人として受任するチャンスも減っているのが難点だが、専用ＭＬを立ち上げ、先輩弁護士が受任打診されたケースを新人に譲るなどしながら、マッチングに工夫を凝らしている。

### 3 ケース研究その他

**◆研究者（大学教授など）とのケース研究会（年２回）**

鑑別技官等の経験をお持ちの心理学系研究者を常にお迎えして、弁護士が付添人として経験した事例を多角的に検討する研究会。弁護士としての視野が広がるまたとない機会である。

**◆保護観察所との合同勉強会（年１回）**

仙台保護観察所の御協力のもと、保護観察をはじめとする更生保護制度の概要や最新情報を学ぶとともに、現役の保護観察官から専門的処遇プログラムの実施状況をケース研究の形で御紹介いただくなどしている。弁護士付添人としては、処遇の実際を知り、他機関と連携することで、より適切な処遇意見を提示したり、担当少年の処遇段階にも関わりをもつ裏付けを得る最良の機会となっている。

## 京都弁護士会での付添人研修

全面的国選付添人制度実現本部
事務局次長　戸田　洋平（京都弁護士会）

京都弁護士会では、会員の少年事件に関するスキルアップのため、以下のような研修等を実施している。

### 1 少年事件の実務についての研修

毎年１回、新規登録弁護士が登録した頃を見計らい、１月から３月頃の間に少年事件の実務に関する研修を行っている。全会員向けに行っているので、新規登録弁護士だけではなく、様々な世代の会員が受講している。

### 2 付添人ケース研究会

３か月に１回、子どもの権利委員会後の時間を利用して、付添人ケース研究会を行っている。テーマとしては、新人弁護士による「初めての付添人活動」といった初歩的なものから、原則逆送事件の付添人活動、発達障害の少年の付添人活動など発展的なものまで、多岐にわたっている。また、弁護士や修習生だけではなく、家庭裁判所の調査官や学者の方が参加されることも多く、非常に有意義な研究会となっている。

### 3 少年事件アドバイザー制度

特に若手会員が少年事件に取り組む中で日々悩む疑問について質問しやすいように、中堅会員を中心とした「少年事件アドバイザー制度」を運用している。アドバイザーとなる弁護士は約10～20名程度おり、若手会員とアドバイザーとが複数受任することもある。同じ事務所に少年事件を扱っている先輩弁護士がいなかったり、早期独立した弁護士にとって、非常に有益な制度である。

### 4 付添人日記の連載

京都弁護士会が毎月発行している会務ニュースに、子どもの権利委員会委員が輪番で「付添人日記」を連載している。単純に読み物として興味深いだけでなく、若手からベテランまで様々な年代の委員に自分で取り扱った事件を語ってもらうことで、いろいろな付添人活動を参考にすることができ、会員のスキルアップにつながっている。